

2025年 第37回 クラブ選手権 予選

第37回 シニア選手権 予選

【開催日】2025年9月14日(日)

【開催コース】喜入カントリークラブ

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は、競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付4.2a』を適用する。

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付4.1a』を適用する。

5. 競技終了時点

本予選競技は、競技委員会の作成した順位表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付5.5』を適用する。

但し、パッティンググリーン（指定練習場）は練習できることとする。

※アプローチ練習(打撃練習)を行った場合、競技失格とする。練習場での打撃練習は不可とする。

7. プレーの中断と再開

(1)プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則5.7a、b、cは失格、dは一般の罰に従って処置すること。

(2)陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則5.7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。

この条件の違反の罰は競技失格

(3)プレー中断と再開の合図について

通常のプレー中断

・本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

陰悪な気象状況による即時中断

・本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

プレーの再開

・本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

8. 移動

正規のラウンド中の移動について、全てにおいて乗用カートは乗用できる。